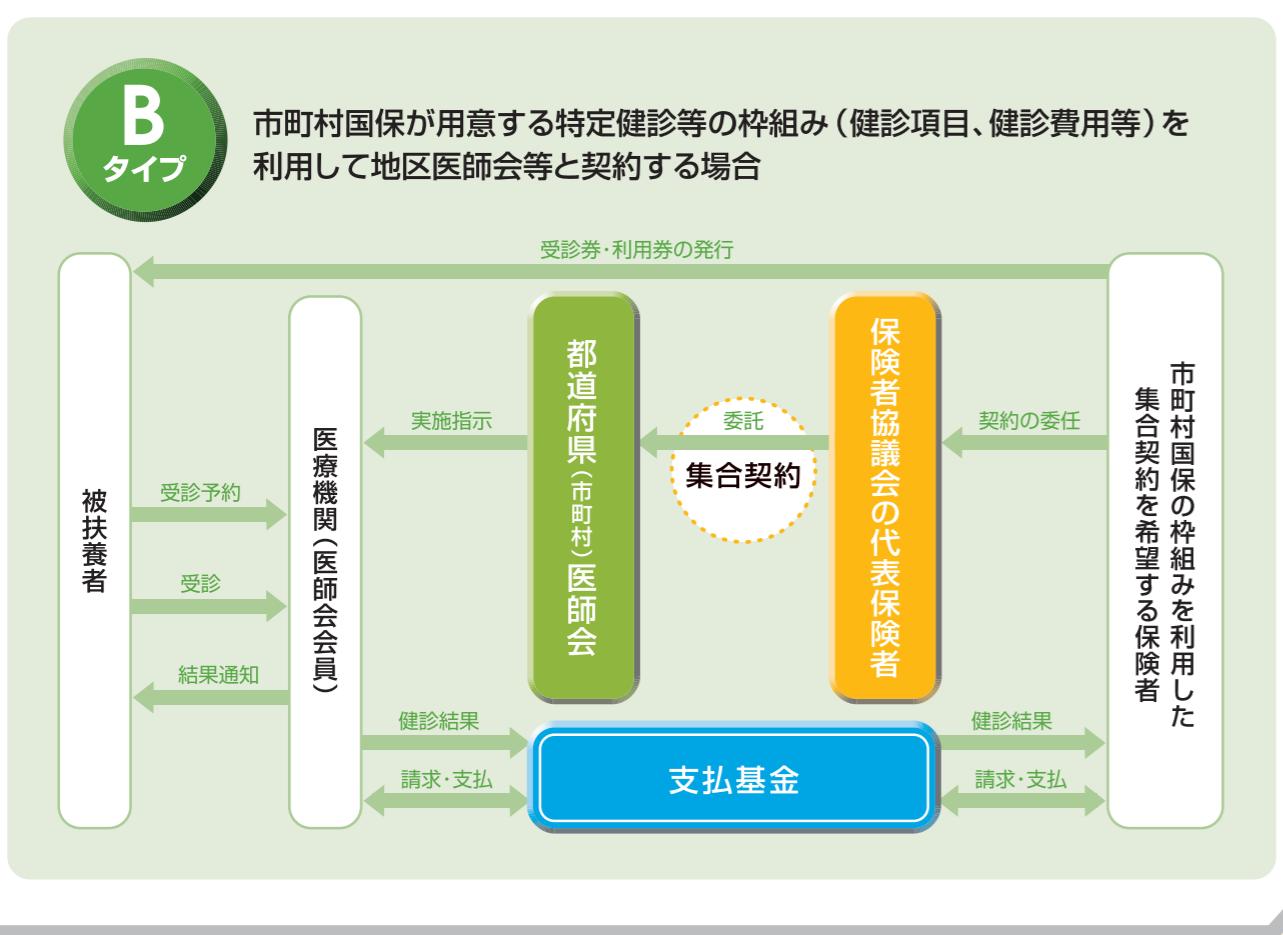
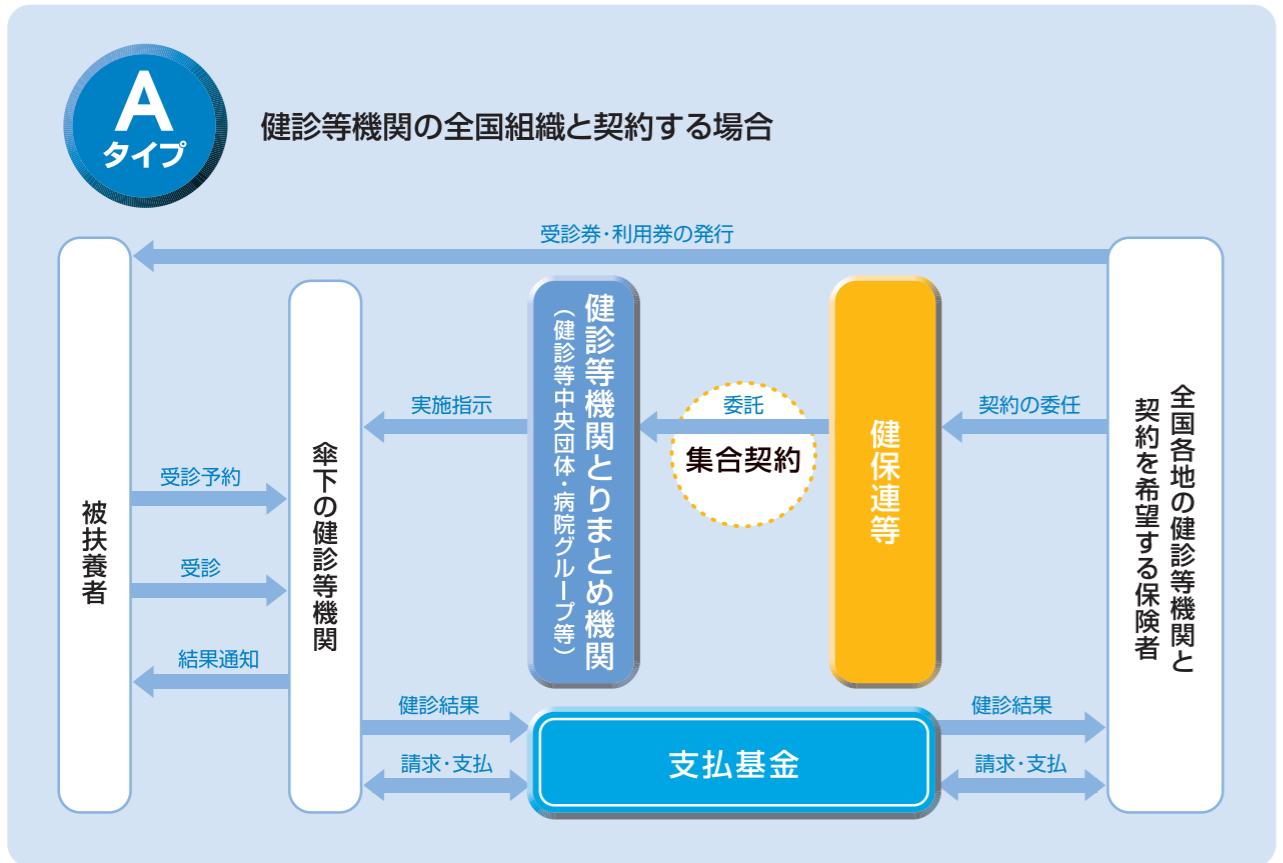


●集合契約のイメージ図



3 集合契約の具体的な作業(国保ベースの集合契約の場合)

国保ベースの集合契約の成立に向けた調整事務等は、都道府県単位の保険者協議会にて行われます。具体的には、協議会において、主に各都道府県内に拠点を有する保険者の中から代表保険者を選定し、地区医師会など都道府県内の実施機関団体と契約書と一緒に締結することになります。

●集合契約の具体的な作業手順

- 1 各市町村(国保)における実施機関との契約情報の開示と集合契約に参加する機関リストの取りまとめ
- 2 集合契約に参加する保険者の設定
- 3 代表保険者の選定
健保組合 共済組合 国保組合 政管健保
- 4 契約条件の交渉・確定
- 5 委託元・委託先双方のリストの最終確定
- 6 仮契約情報の提出
保険者協議会
- 7 契約書の調印
- 8 本契約の写しを提出
選定

※保険者の代表は健診等機関又は地区医師会等との間で集合契約を締結後、速やかに支払基金へ通知願います。
なお、契約情報等の登録を支払基金において行いますので、仮契約を締結した段階で事前に契約情報等の写しを提出願います。

